

社債権者への情報伝達及び意思結集を容易にするためのインフラ整備について（案）

平成 25 年 5 月 1 日
社債懇事務局

検討・確認事項	主な意見・方向性
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 社債権者による意思決定及び意思結集を容易にするため、社債権者への通知・連絡方法について整備・拡充を図る。</p> <p>(2) 一般債振替制度の下、証券保管振替機構（以下「保振」という。）及び口座管理機関等における必要なインフラ整備について検討を進める。</p> <p>2. 保振・口座管理機関を通じた社債権者への通知・連絡</p> <p>2-1 社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）</p> <p>現在、保振において、社債権者集会の開催・運営のための「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」が策定されている。また、社債のデフォルト事案等では、破産管財人等からの要請に基づき、保振の個別措置として、保振及び口座管理機関を通じて社債権者へ連絡・通知が行われている。</p>	<p>○ 社債権者への情報伝達のインフラ整備については、投資家からのニーズも高く非常に有効と考えられ、迅速な対応が求められる。このため、当面は実現可能な範囲で対応することとし、既往の制度（「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」）の拡充を想定した仕組みを構築する。</p> <p>○ 社債権者の意思結集は社債権者集会によることを前提とする。</p>

検討・確認事項	主な意見・方向性
<p>2-2 社債権者への通知・連絡方法の整備</p> <p>社債権者へ円滑かつ確実に通知・連絡が行われるよう、社債発行者若しくは社債管理者等から保振への通知、口座管理機関から社債権者への通知の各段階において、次の項目について検討を行い、法的対応も含め必要な措置を講ずることとしてはどうか。</p> <p>(1) 社債発行者、社債管理者等から保振への通知</p> <p>① 利用目的</p> <p>イ. 社債権者集会に関する事項</p> <p>ロ. 社債契約に定める社債発行者の通知事項の連絡</p>	<p>○ 整備対象は、原則、公募債とする。</p> <p>○ 社債権者集会の開催が未確定の段階においても、例えば「社債権者への説明会」等の開催通知に利用できないか。</p> <p>○ コベナンツへの抵触等、社債権者の意思決定に影響を及ぼす重要な事項の通知に限定し、社債発行者からの一般的な連絡は対象外としてはどうか。</p> <p>○ 「コベナンツモデル(参考モデル)」においてレポーティングコベナンツとしてあげられている、①コベナンツ充足についての代表取締役等による証明書の提出や、②特定の事象が発生した場合の社債権者への迅速な報告等について、情報伝達インフラの利用を想定するのか、それとも、公告や社債管理者等の報告受領者の活用を想定するのか。</p>

検討・確認事項	主な意見・方向性
<p>ハ. その他</p> <p>② 利用者</p> <p>③ 通知内容</p>	<p>○ 社債契約に定めがない場合でも、情報伝達インフラを利用することを許容すべきケースがあるか。</p> <p>○ 利用者として、例えば、社債発行者（法的整理時における破産管財人等を含む）、社債管理者が考えられるのではないか。</p> <p>○ 社債権者や社債権者の代理人である社債管理人（仮称）による利用について、どう考えるか。 例えば、特定の社債権者が、社債権者集会の招集請求を行うために必要な10分の1の社債権者を集めるために、他の社債権者に連絡する場合等が想定される。 なお、社債権者による利用を想定した場合、社債契約や保振のガイドライン等にどのように盛り込むか、検討が必要ではないか。</p> <p>○ 社債権者とその他の投資家の間に情報格差を生じないよう、通知内容は、原則として、公告等により一般に公開された情報に限定すべきではないか。</p>

検討・確認事項	主な意見・方向性
<p>(2) 口座管理機関から社債権者への通知</p> <p>口座管理機関は、保振から通知があった場合には社債権者に通知を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非公開情報の通知を認める場合には、保振、口座管理機関、及び社債権者における情報管理体制の整備（チャイニーズウォール、情報受領の拒否等）が必要ではないか。 ○ 全ての口座管理機関にとって、ワーカブルな実務の構築が必要ではないか。 ○ （現在の保振ガイドラインと異なり）社債権者に対する通知を、口座管理機関の義務とすることを考えるのか。 ○ 口座管理機関における実務負担や義務及び責任の程度によっては、社債権者に対する情報伝達という役務提供に対する対価の支払いを検討する必要があるのではないか（費用負担者、負担金額、支払方法等）。
<p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報伝達インフラを安定的な制度とするため、保振の兼業規制との関係の整理、保振の業務規程等や証券会社等の口座管理約款等における法的手当が必

検討・確認事項

主な意見・方向性

要となるのではないか。

以 上